ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

平成30年5月17日
【照会先】
健康局難病対策課移植医療対策推進室
室　　長　井内 努　(内線2360)
室 長 補 佐　兵頭 利之　(内線2361)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2256

報道関係者各位

臓器移植の実施状況等に関する報告を行いました

本日、参議院厚生労働委員会に対して、加藤厚生労働大臣より「臓器移植の実施状況等に関する報告書」について報告を行いました。

この報告書は、臓器移植法制定時（平成９年）の参議院臓器の移植に関する特別委員会における附帯決議に基づき、毎年、厚生労働省において作成し、参議院厚生労働委員長あてに提出しているものです。

つきましては、別紙のとおり、本日参議院厚生労働委員長あてに提出しました報告書を公表致します。

臓器移植の実施状況等に関する報告書

平成 30 年 5 月 17 日
厚生労働省

第１　臓器移植の実施状況

１．移植希望登録者数

○　移植希望登録者数は、平成 30 年３月 31 日現在、全国で、心臓 665 名、肺 325 名、心肺同時（心臓と肺を同時に移植）４名、肝臓 306 名、腎臓 12,343 名、肝腎同時（肝臓と腎臓を同時に移植）14 名、膵（すい）臓 42 名、膵腎同時（膵臓と腎臓を同時に移植）167 名、小腸３名、肝小腸同時（肝臓と小腸を同時に移植）０名、眼球（角膜）1,624 名となっている。

２．移植実施数等

○　臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号。以下「臓器移植法」という。）に基づき、平成 29 年度には、77 名の脳死した者の身体からの臓器提供が行われた。また、心停止後の提供を含む臓器ごとの移植の実施数等は、下表のとおりとなっている。

なお、括弧内の数字は、平成９年 10 月 16 日（臓器移植法の施行の日）から平成 30 年３月 31 日までの間の臓器移植の実施数等の累計である。また、平成９年 10 月 16 日から平成 30 年３月 31 日までの間に、臓器移植法に基づき合計で 518 名の脳死した者の身体からの臓器提供が行われている。

	提供者数		移植実施数	
		脳死した者からの提供数		脳死した者の身体からの移植数
心臓	59名 （390名）	59名 （390名）	59件 （390件）	59件 （390件）
肺	46名 （336名）	46名 （336名）	57件 （407件）	57件 （407件）
肝臓	64名 （428名）	64名 （428名）	67件 （459件）	67件 （459件）
腎臓	96名 （1,879名）	68名 （474名）	188件 （3,497件）	135件 （934件）
膵臓	41名 （338名）	41名 （334名）	41件 （337件）	41件 （334件）
小腸	０名 （14名）	０名 （14名）	０件 （14件）	０件 （14件）
眼球（角膜）	869名 （19,249名）	35名 （214名）	1,395件 （31,112件）	64件 （405件）

（注１）上記のほか、臓器移植法に基づき脳死判定は行われたが臓器提供に至らなかった者が２名いる（平成 12 年度及び平成 29 年度の事例）。
（注２）心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は３件（平成 20 年度、平成 25 年度及び平成 28 年度に実施）となっている。
（注３）膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵腎同時移植は平成 29 年度で 35 件、累計で 276 件（心停止下を含む。）となっている。
（注４）肝臓及び腎臓の移植実施件数のうち、肝腎同時移植は 18 件（平成 24 年度から平成 29 年度までの各年度に実施）となっている。

MC-2

○　平成 22 年 7 月 17 日に臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）が全面施行されたが、同日から平成 30 年３月 31 日までの間に、臓器移植法に基づき 432 名の脳死した者の身体からの臓器提供が行われている。このうち、改正法により新たに可能となった、本人の書面による意思表示がなく家族の書面による承諾に基づく提供は 332 名である。また、同日現在、18 歳未満の者からの脳死下での臓器提供は 23 名、そのうち 15 歳未満の小児からの臓器提供は 17 名となっている。

３．臓器提供施設

○　臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成９年 10 月８日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知。以下「ガイドライン」という。）により、当面は、下記(1)から(3)までの条件を全て満たしている施設に限定している。平成 30 年３月 31 日現在、下記(3)アからオまでに該当する施設は 909 施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して「臓器提供施設としての必要な体制を整えている」と回答した施設は 445 施設、さらに「18 歳未満の者からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている」と回答した施設は 275 施設となっている。

(1)　臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。

(2)　適正な脳死判定を行う体制があること。

(3)　救急医療等の関連分野において高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

ア　大学附属病院

イ　日本救急医学会の指導医指定施設

ウ　日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設

エ　救命救急センターとして認定された施設

オ　日本小児総合医療施設協議会の会員施設

４．移植実施施設

○　臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器の移植の実施については、ガイドラインにより、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定しており、平成 30 年３月 31 日現在の移植実施施設の選定状況は、下表のとおりとなっている。

	施設数	備考
心臓移植	10 施設	うち４施設は患者が 11 歳未満の場合も対応可
肺移植	10 施設	うち１施設は心肺同時移植のみ対応可
（心肺同時移植）	３施設	上記各施設（心臓移植及び肺移植それぞれ）の再掲
肝臓移植	25 施設	うち１施設は患者が 18 歳未満の場合のみ対応可、1 施設は患者が 18 歳未満の場合又は当該施設において 18 歳未満で移植希望登録をした場合に対応可
膵臓移植	18 施設	全施設が膵腎同時移植も対応可
小腸移植	12 施設	

５．臓器あっせん機関の現状

(1)　公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

○　公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸のあっせんを全国一元的に行う臓器あっせん機関として、普及啓発活動、移植希望者の登録及び移植実施施設への臓器のあっせん等の活動を行っている。

○　移植を受ける患者の選択は、ネットワークにおいて「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成９年 10 月 16 日健医発第 1371 号厚生省保健医療局長通知）に定める選択基準に基づいて実施されている。

(2)　眼球あっせん機関

○　全国で 54（平成 30 年３月 31 日現在）の眼球あっせん機関が、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への角膜のあっせん等の活動を実施している。また、臓器提供意思表示カードの普及活動とは別に、独自に角膜等の提供希望者の登録を行っている。

第２　移植結果

○　平成９年 10 月 16 日（臓器移植法の施行の日）以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の移植に関する生存率（移植術を受けた患者のうち一定期間後に生存している者の割合）及び生着率（移植術を受けた患者のうち、移植された臓器がある期間の後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合）は、以下のとおりである。

	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	96.2%	95.2%	94.4%	93.0%	91.9%	96.2%	95.2%	94.4%	93.0%	91.9%
肺	87.8%	84.4%	79.6%	76.5%	72.0%	87.5%	83.9%	79.1%	75.6%	70.6%
肝臓	89.2%	85.5%	85.2%	83.6%	83.0%	88.6%	84.9%	84.5%	83.3%	82.8%
腎臓	96.7%	95.3%	94.1%	92.8%	91.8%	89.3%	86.1%	83.4%	80.4%	77.7%
膵臓	96.2%	95.8%	95.8%	95.3%	95.3%	84.8%	82.3%	79.0%	76.9%	75.2%
小腸	85.7%	70.7%	70.7%	70.7%	70.7%	85.7%	70.7%	70.7%	62.9%	62.9%

（注１）平成 29 年 12 月末日までに移植された者の平成 30 年３月 31 日現在の状況で算出したもの。
（注２）心臓・肺の生存率及び生着率の数値にはそれぞれ、心肺同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。
肝臓・腎臓の生存率及び生着率の数値にはそれぞれ、肝腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。
腎臓・膵臓の生存率及び生着率の数値にはそれぞれ、膵腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。

第３　厚生労働省等の取組

１．普及啓発等の推進

○　厚生労働省では、一人ひとりが臓器を「提供する」、「提供しない」にかかわらず、意思表示をしていただくような普及啓発を進めることが重要との観点から、臓器提供に関する意思表示を援助するため、ネットワークとともに、地方公共団体、関係諸機関等の協力を得ながら、以下の方法により、啓発資料の配布や臓器提供に関する意思表示の機会の普及を図っている。

(1)　市区町村役場の窓口、保健所、年金事務所、公共職業安定所、一部のコンビニエンスストア・スーパー等に臓器移植に関する知識や意思の記入方法等の説明書きと「臓器提供意思表示カード」（又はシール）が一体となったリーフレットを配置

(2)　医療保険の被保険者証（一部を除く。）、運転免許証及びマイナンバーカード（個人番号カード）に、臓器提供に関する意思表示欄が設けられており、その交付の際、各医療保険関係機関、運転免許試験場（センター）、警察署、市区町村等の協力を得て、リーフレットを配布する等の方法により意思表示欄への記載方法を周知

(3)　移植医療に関する理解を深めるために、中学３年生向けに教育用普及啓発パンフレットを約 165 万部作成し、全国の中学校（約 11,000 校）等に送付

(4)　新聞広告、テレビラジオＣＭ、雑誌広告等を活用した普及啓発の実施

○　毎年 10 月を臓器移植普及推進月間とし、臓器移植推進国民大会の開催やネットワーク等の関連団体によるグリーンリボンキャンペーン等により、多くの人に移植医療について理解していただくための普及啓発も行っている。

○　平成 30 年４月より、運転免許証の更新時講習において、厚生労働省からのお知らせとして、臓器提供に関する意思表示欄の周知を行っている。

２．厚生労働大臣感謝状の贈呈

○　臓器を提供された方に対しては、その崇高な心をたたえ、感謝の意を表するため、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。

３．臓器提供施設の支援

○　臓器提供者の意思を活かすためにも、臓器提供施設の増加や体制整備が重要との観点から、ネットワークとともに、院内体制整備（マニュアルの作成、シミュレーションの実施等）の支援に取り組んでいる。

４．脳死下での臓器提供事例に係る検証

○　５例目以降の脳死下での臓器提供事例については、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（厚生労働大臣が参集を求めて開催する行政運営上の会合。座長は柳澤正義国立成育医療研究センター名誉総長）において検証を行っており、平成 30 年３月 31 日現在の同会議における検証実施数は、306 例となっている。